

児童に対する教員の有形力行使と「体罰」の解釈

【民法】
債権

【判決のポイント】

小学校二年生の児童に対して教員が胸元をつかんだという有形力の行使が、同児童の悪ふざけに対する指導のために行われたものであり、学校教育法で禁止される「体罰」に当たらないとされた事例。

【事案】

原告児童Xは、被告Y市（本件提訴時は合併前のA市）の設置管理するB小学校の二年生であり、第一審相被告Zは、B小学校で三年生の担任をしていた臨時教員であったが、本件の発生までXとZとは全く面識がなかった。平成一四年一月二六日、B小学校の休み時間中、Zは、三年生に在籍していた児童Cがコンピュータをしたと言いのをなだめていたCの担任Dに協力して、しゃがんだ姿勢でCをなだめていたところ、通りかかったXが、Zに覆い被さるような形でZの肩を揉み始めた。ZはCに対する指導の邪魔になるため、Xに離れるように言ったが、XがなおもZの肩を揉んでいたため、しゃがんだまま上半身をひねり、右手でXをふりほどいたところ、Xは廊下に倒れた。

その直後、Xは、通りかかった六年生の児童Eら数名に対し、二年生のFと共に、じゃれつくように足で蹴り始めた。EらがZに対し、「いつも、この子達蹴ってくるんですよ。」と言ったため、ZはFの肩を両手で押さえ、蹴る行為を制止し、主にFに対し、このようなことをしてはいけないと注意をした。この間、DはCをなだめ終わり、教室に向かって階段を上って行ったので、Zが職員室へ向かおうとしたところ、Xが後ろからZの臀部付近を二回蹴ったうえで逃げ出した。Zは、立腹してXを追いかけ、校舎内の階段の所でXを捕まえ、Xの鎖骨付近の胸元の洋服を両手でつかんで壁に押し当て、Xがつま先立ちになる程度に上向きにつり上げ、大声で「もう、すんなよ」と怒った後、Xから手を放したところ、その反動でXは階段の上に投げ出されて転ぶ形になった。

Xは、同日午後一時頃より激しく泣き叫ぶようになり、保護者であるGに、Zから暴力をされた旨訴えた。これによりGは、同日午後一時頃以降、同年暮れ頃までにかけて、断続的に、B小学校校長らに対し、Zの行為に対する抗議と非難、及びZの処分を、

最高裁第三小法廷平成二二年四月二八日判決—破棄自判・請求棄却
(平二〇受九八一号、損害賠償請求事件)
民集六三卷四号九〇四頁

筑波大学准教授星野 豊

相当長時間にわたって申し入れたほか、本件以降、XとZが顔を会わせる可能性がある全校集会等に、Xをほとんど全て欠席させた。

本件は、以上の事実を基に、XがY市及びZに対し、XがZの体罰によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）に罹患したと主張して、国家賠償及び損害賠償各三五〇万円余を求めた事案である。

第一審は、次のように判示して、Y市に治療費及び慰謝料五〇万円の合計約六五万円の賠償を命じ、Zに対する請求については、公務員の職務上の行為について個人責任は問われずとして棄却した（Zに関する部分は第一審で確定）。

「ZはEらに対するXとFの行動に対して注意をする際には、Fの肩を両手で押さえ蹴る行為を制止して口頭で注意したのに止まっているが、XがZの臀部付近を蹴った行為に対しては、……首に近い胸元を掴み、壁に押さえつけながら、Xがつま先立ちになる程度に上向きにつり上げ、大声で「もう、すんなよ。」と怒るとの行為に出ていることや、ZがXと面識がなく、……どのような教育的配慮を要する児童かも知ら

なかったことなどからすると、……Zの行為は……個人的な腹立たしい感情をXにぶつけたものと認められ……教育的指導の範囲から逸脱しており、体罰といわざるを得ない。」また、Xは、「夜中に泣き叫ぶ、恐怖の表情が現れる、食欲低下、笑顔の消失、Gがない」と不安、一人で寝られなかったり入浴できない、睡眠時中途覚醒、悪夢を見る、男性恐怖症、朝体が動かない、円形脱毛症といった症状を現すようになっており、「上記行為を受けた日の夜一〇時に泣き叫ぶ症状が現れたことを考えると、Zの行為に起因してXがPTSDとなったと認められ」る。

これに対してXとY市の双方が控訴したところ、控訴審は、Y市の賠償責任を、治療費及び慰謝料一〇万円の合計約二〇万円に減縮し、次のように判示した。

「①胸元を掴むという行為は、喧嘩闘争の際にしばしばみられる不穏当な行為であること、②Xの年齢、XとZとの身長差及びZとXとはそれまで面識がなかったこと等を総合すれば、XがZの行為によって被った恐怖心は相当なものであったと推認されること、③Zは、逃げるXを捕まえるためにXの胸元を掴んだものであるが、……Xの手を掴むなどのより穏当な方法によることも可能なはずであり……、あえて胸元を掴む必要はないこと等を総合すれば、Zの行為は、社会通念に照らし教育的指導の範囲を逸脱するものであり、……「体罰」に該当する行為であると認めるのが相当である。」他方、PTSDの代表的な診断基準は、「①死または重症を負うほどの強烈な外傷体験、②再体験症状、③回避症状、④覚醒亢進症状の四要件である」が、本件では、「①の外傷体験については、……

Zの行為の態様は、Xの胸元を右手で掴んで壁に押し付け大声で怒るといふものであり、これによりXが相当程度の恐怖心を抱いたことは推認できるものの、行為の態様それ自体に照らしても、また、Xが教師であるZを蹴りつけた後に逃走したため、Zから叱責される中で前記の行為がされたという経緯に照らしても、自分または他人の生命に危険が及ぶような状況とはほど遠いものであることが明らかである。」また、③の回避症状についても、Xは、Zの行為後も、Zの勤務する小学校への通学を続けていたものであり、Zをこっとさら回避する行動に出たとは認められない。」

「さらに、②の再体験症状及び④の覚醒亢進症状については、一部Xの症状と符合する点はあるものの、Xの症状が主として家庭内で生じ、学校生活の場ではほとんどみられないことからすると、症状の持続性の要件を満たしていないと解される」から、「Xの症状は、PTSDの診断基準を満たしていない」。

【判旨】

「Zの本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るといふXの一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないようにXを指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰としてXに肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。Zは、自分自身もXによる悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に

対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法一条ただし書にいう体罰に該当するものではないといふべきである。したがって、Zのした本件行為に違法性は認められない。」

【先例・学説】

日本では、明治一二年に発令された教育令四六条以来、教員が児童生徒に対して懲戒を行うに際し体罰を加えてはならない、との明文が、法令や通達の文言上、一貫して維持され続けてきた（主なものとして、小学校令四七条（明治三三年）、学校教育法一条（昭和二二年法二六号）、通達「懲戒の程度」（昭和二三年一二月二二日法務長官調査意見）、通達「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」（昭和二四年八月二日法務庁発表）、通達「学校における暴力事件の根絶について」（文初中三九三、昭和三二年七月六日、文部省初等中等教育局長通達）など）。現行法における体罰禁止の根拠規定は、周知のとおり、学校教育法一条但書である。しかしながら、従来の法令等の文言中に「体罰」の定義が明確に定められたことはなく、体罰の内容について具体的に踏み込んだ記述をしていない。従って、具体的な事件での具体的な行為が果たして「体罰」に該当するか否かは、当該事件における裁判所の判断に委ねられてきた面がある。

過去の裁判例で、体罰の解釈が争われた事案は、刑事事件が比較的多い。例えば、大阪高判昭30・5・16高刑集八巻四号五四五頁は、小学校の教員が児童の頭を拳で一回殴ったことに対し、教育上の懲戒行為であ

るといふ理由で犯罪成立の違法性は阻却されない、と判示し、最高裁で支持されている(最判昭33・4・3裁判集刑事二四号三一頁。これを支持する学説として、今橋盛勝「体罰の教育法的検討」季教二七号一〇九頁、牧柱名「今橋盛勝編『教師の懲戒と体罰』(一九八二年)「長谷川幸介」ほか)。一方、東京高判昭56・4・1判時一〇〇七号一三三頁は、中学校の教員が生徒の頭を叩いた数日後に当該生徒が死亡した事件について、教員に無罪判決を下す際、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもつた行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたうえで、「教育基本法、学校教育法その他の関係諸法令にうかがわれる基本的な教育原理と教育指針を念頭に置き、更に生徒の年齢、性別、性格、成育過程、身体的状況、非行等の内容、懲戒の趣旨、有形力行使の態様・程度、教育的効果、身体的侵害の大小・結果等を総合して、社会通念に則り、結局は各事例ごとに相当性の有無を具体的に・個別的に判定するほかはない」と判示している。この東京高判昭和五六年に対しては、学説では批判的な見解をとるものが多いが(星野安三郎「判研」季教四一号一四三頁、遠山敦子「学校における懲戒と体罰禁止の法制」季教四七号一六頁、永井憲一編『コンメンタール教育法1』(一九七八年)八二頁「市川須美子」ほか)、後の下級審判例ではこれに従うものが出ている(浦和地判昭60・2・22判時一一六〇号一三五頁(民事)、横浜地判平20・11・12(平二〇〇七三七五号))。また、平成一九年に公表された文部科学省の通知(「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(別紙)学校教育法第

一条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」(一八文科初一〇一九、平成一九年二月五日、文部科学省初等中等教育局長通知)では、「学校教育法第一条ただし書にいう体罰は、いかなる場合にも行ってはならない」と述べる一方、「教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。」「個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記……の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。」として、前記東京高判昭和五六年と浦和地判昭和六〇年とを引用している。

本件における各裁判所も、体罰の解釈に関する一般論を明確に判示しているわけではないが、事実関係を詳細に認定したうえで、Zの有形力行使の後に行われたGのB小学校に対する抗議行動についてまで言及した後、本件におけるZのXに対する有形力行使が体罰に当たるか否かを判断していることからすると、前記東京高判昭和五六年の考え方を、実質的に採用しているものと考えられる。実際、学校教育においては一切の有形力の行使はすべからず体罰として禁止されるべきであるとして、具体的な事情を一切考慮しないことは、学校や教員を不必要に萎縮させてしまいかねず、極端な場合、教育的指導が真に必要な事実を看過ない

し放置したり、児童生徒間での非行による被害を受けた側に対して不必要な有怨を求めたりする等、学校教育としての責任を事実上果たせなくなる事態が生ずる恐れすらはない。その意味で、個別具体的な事実を照らして、学校教育法で禁止される「体罰」に該当するか否かを判断する、との近時の裁判例の傾向は、一般論としては支持されてよいものと思われる。

「評論」

本件は、教員が児童に対して胸元をつかむ等の有形力行使したことが、第一審及び控訴審では体罰に当たるとされたものの、最高裁で体罰に当たらないとされた結果、学校管理者の児童に対する損害賠償責任が否定された事案である。前記のとおり、本件の各裁判所は、本件の事実関係に基づいて本件のZの行為を個別具体的に解釈したものと考えられるから、本判決から体罰に関する一般的な判断基準を導くことは、理論的にも実務的にも困難である。

また、本件の各裁判所の判断を比較すれば明らかとなり、臀部を蹴られたZがXの胸元をつかみ、大声で「もうすんなよ」と言った、という事実が、果たして「体罰」に当たるか否かという判断自体も、極めて微妙なものと言わなければならない。例えば、第一審は、Zが、EらがXらに蹴られているときには比較的穏やかに注意していたのに、自己の臀部を蹴られたときには立腹して有形力を行使したという事実を重視し、Zの行為は教育的指導の範囲から逸脱している、と判示している。他方、控訴審は、Eらへの行為との比較というよりも、端的にZがXの胸元をつかんだと

いう行為自体を取りあげ、当該行為が喧嘩等で用いられる不穏当な行為であり、手をつかむなどの他の方法がありえたのにそれをしなかったという点を挙げ、Zの有形力行使は体罰に当たると判示している。以上に対して、最高裁は、Zによる有形力行使は、Eらに對してのみならずZの臀部を蹴って逃げたというXの悪ふざけに対する指導として行われたことを強調し、目的、態様、継続時間からして教育的指導の範囲を逸脱するものでない、と結論づけている。

これら三者の判断は、理論的にどれか一つが優越しているとは断言できないため、結局、具体的な訴訟における当事者の主張立証と、個々の事件における裁判所の心証とに、事実上委ねられるものと言わざるを得ない。そうすると、具体的な行為について個別に「体罰」に当たるか否かを解釈する、という前記の考え方は、当該行為がなされた時点における当事者による解釈では事態は全く確定できず、裁判所による判断を待たなければ最終的な結果が分からないことになる。これは、法的な責任の有無だけを取りあげるのではなく、法律の解釈については裁判所が最終的な判断を行う機関である以上、当然の結論と言えるわけであるが、教育を行うための学校と児童生徒との信頼関係の維持、という観点からすると、かなり長期にわたって学校と児童生徒が対立するという事態が生じてしまうこととなり、その影響は無視できないものになりかねない。現に、本件においても、事件発生から最高裁の判断が確定するまで六年半近くが経過しており、Xは既にB小学校を卒業してしまっている。

他方、法律上の問題をやや離れ、児童生徒の人格的

成長のために必要な教育指導の手段としての適切性という観点から本件の事実関係を直視してみると、本件でZがXに対して行使した有形力が、果たして本件以後のXにとって、最高裁の言う「悪ふざけ」をしなくなるものとしての「教育的効果」を有していたかは、Xが精神的安定を害したという結果を併せ考慮すると、かなり怪しいものと言わざるを得ない。また、本稿では具体的に紹介していないが、GがB小学校に對してZの行為について抗議や非難を申し入れた際のB小学校の対応は、時間をかけてGの言い分を聞くという姿勢を堅持しており、それ以上にZとX、あるいはB小学校とX及びGとの信頼関係を回復するために、どのような対応をさらにしようとしていたのかが、必ずしも明らかになってこない。実際、ZはXに對して「やや不穏当」な有形力を行使した以上、少なくともその点についてはX及びGに明確に謝罪を行うべきであると思われるが、この点もやや曖昧なまま事態が推移している感がないではない。前記のとおり、学校として負うべき法律上の責任のみに焦点を当てるのであれば、当該責任の有無は最終的には裁判所が判断するものであるから、相手方の言い分をひたすら聞き取っていく過程で、法律上問題となりうる言動を記録しておくことにより、事実上裁判を有利に進めることは、当事者が徹底的に対立する構造をとる「裁判」を前提とした場合の基本的な「戦術」の一種であるが、児童生徒が精神的安定を害したという事実に対して、学校や教員と当該生徒ないし保護者との信頼関係を回復し、当該児童生徒に對して適切な教育を行って人格的成長を促す、という観点とは、およそ別次元のもので

あることが明らかである。

以上のとおり、本件において最高裁が、Zの行為に違法性がないとの判断を下したとしても、このことを以て、胸元をつかむ程度のことでは体罰に当たらず、教育的指導の範囲内である、と解釈することは、法律上の責任の有無という点から見た場合のみならず、学校教育としての適切性という点から見た場合でも誤りである。裁判所は発生した事態に對して法律上の判断を下す機関であり、現実に生ずる事件が多種多様である以上、本判決が事例判断に徹していることは、法律論としては支持されるべきであるが、本判決を前提として学校がとるべき今後の対応の中には、どのようにして教員ないし学校と児童生徒ないし保護者との信頼関係を維持していくべきかという、法律論のある意味での限界を超える観点が含まれざるを得ないことを、改めて認識する必要があるように思われる。

【参考文献】 本件に関する評釈としては、北村和生・平成二一年度重判六八頁、後藤卷則・判評六一一頁一六頁、奥野久雄・民商一四一巻三三七五頁、草野功一・判例地方自治三二五号八八頁、円谷峻・法の支配一五七号八五頁、長尾英彦・中京法学四四巻三二四号一頁、伴義聖・吉野芳明・判例地方自治三二三号五頁、安藤博・季教一六二号九八頁、羽根一成・地方自治職員研修四二巻一一号七四頁がある。なお、本稿の議論については、星野豊「総合研究・教育と法」(3) 児童生徒に對する有形力行使と「体罰」の解釈」月刊高校教育二〇一〇年四月号七二頁参照。

(はしの・ゆたか)